

# 会 議 録

会議の名称		第3回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時		平成19年10月25日（木）19:00～21:30
開催場所		市民交流館1階 集会室
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	澤井名誉教授、中川教授、市民委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、大牟禮委員、奥居委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、河本委員、北野委員、北原委員、木村委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中谷委員、中野委員、中村委員、西谷委員、西本委員、服部委員、林委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、横田委員、吉野委員、渡辺委員）市職員委員（北門委員、東田委員、水本委員、山中委員、上田委員、仲委員、八木委員、大蔵委員、山口委員、西尾委員、吉本委員、中尾委員）
	事務局	北森企画政策課長、徳田企画政策課長補佐、森、澤田齋藤（コンサルタント）
欠席者		委員10名
議題		前回の議事録の確認について（全体討議） 条例「目的・基本理念・基本原則」について （グループ討議）

## 議 事 概 要

### 1 . 開会挨拶および欠席委員等の報告

事務局から本日の欠席者の報告と「委員を辞退したい」という2名の報告がある。

### 2 . 市職員委員 自己紹介

事務局から本日参加の市職員委員12名のうち、前回欠席者（北門委員 / 山口委員 / 中尾委員 / 水本委員 / 八木委員 / 仲委員 / 大蔵委員 / 山中委員 / ）のみ紹介される。

### 3 . 前回議事録の確認及び討議結果について

事務局から前回の会議録資料をもとに、会議録の内容確認についての説明。

#### < 質疑応答 >

委 員 時間短縮のため事前に2度メールを送ったが、事務局からの回答はない。内容を各委員に見てもらえれば述べる必要はない。  
ロバートルールの説明を丁寧にしてほしい。ロバートルールは適宜修正できるものだと思うが。  
欠席者の名前を記載したらどうか？  
出席者が誰かを知りたいし、各委員に知ってもらいたい。  
発言者の「イニシャル表記」としたら名前を特定される人がいる。  
最後の先生の「条例案は事務局が作ってくれる」という表現に違和感を感じた。  
準備会の提言書について詳細な説明が必要では？

事務局 各委員と事務局との質疑応答では委員会全員の情報の透明性が確保できない恐れがありますので、事前に会長・副会長と協議し、議題として取り上げる必要がある場合に、会議でみなさんで議論いただければと思います。

会 長 欠席者が特定されるのはよくないが、出席者の名前を記載してもいいと思う。イニシャル表示をやめてただの「委員」でいい。  
事務局は委員会で議論しやすいように意見を整理し、条例素案を作成するだけ。素案は委員の皆さんに料理いただく「材料」に過ぎず、

ワークショップを4, 5回重ね、素案を委員みんなで議論したらいい。当委員会の参考になっている阪南市においても事務局の素案は大幅に修正・加筆されていた。ワークショップは全員にできるだけしゃべってもらいたいという意図で行われるもの。みんなの意見を聞く練習が必要です。この会議が少数意見を重視する場でありたいと思う。

【決定事項】出席者の名前は記載する、イニシャル表示はやめてただの「委員」で記載することで決定。

委員 条例の策定委員だから、条文の作成自体にも参加したい。  
議事録で私の意見に記載漏れがある。「市長と策定委員の答申」の位置づけだけでなく、「議会と策定委員会の答申」の位置づけについても確認していたと思う。  
ワークショップ形式に馴染めていない。議論を戦わせながらポストイットに書き、模造紙に貼るのは困難。議論する中で、また別の意見が出てくることもある。  
グループ発表で、ポストイット以外の発表内容も議事録に載せるべきでは。ポストイットに書かれたことのみでは不十分。

会長 条例上馴染まない表現等の修正はあっても基本的に市長は策定委員会の答申を尊重するが、議会が答申を尊重するかどうかは別問題。  
素案を議会に提示し意見を求めてもいいし、各委員が支持する議員に働きかけることもできる。  
グループ発表の内容は、議事録に載せてもらいます。

【決定事項】グループ発表の内容も議事録に記載することで決定。

委員 (仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会の(仮称)の意味は？  
自分たちの手で条例を作成したいという私の意見が議事録に載っていない。策定委員会のメンバーで条文自体を作りたい。起草委員会を設置し、条文作成に得意な人や希望者を入れてほしい。

事務局 (仮称)としているのは条例の名称がまだ決まっていないためですが、条例策定の中で名称についてもみなさんで議論していただきたいと考

えています。

会 長 起草委員会の設置は委員会で議論していないし、これからの議論の中で決めていけばいいと思う。現時点では、テーマ毎に各委員さんの意見を出し合い、大和郡山市ならではのアイデンティティを見いだすことが大切です。このようなプロセスを経て策定した条例こそ、本当に意味のあるものになると思う。また事務局が作るたたき台を修正するという意味で策定委員会の委員全員が起草委員であると思う。

委 員 策定委員会のホームページに「策定委員会」の名前が抜けている。

事務局 中身を確認し、必要があれば修正します。

委 員 中身をもっと具体的に議論した方が、イメージも湧くし、議論もしやすいと思う。理念や原則など抽象的で、捉えるのが難しい。

会 長 各論を議論することは重要ですが、理念や原則なども条例案を議論する上で必ず出てくるので一度は議論しておいていいと思う。また先進事例を一応勉強しておくことも必要。前文の検討を、他の部分を検討した上で最後にするという方法もある。素案の修正は何度も加えられるので、各論的な議論もできるかと思う。事務局提示のテーマを議論した後、漏れ落ちがないか確認できるから、当面は予定したテーマで議論していきましょう。

委 員 3月27日の一日で条例素案の検討を行うのは無理ではないか？

会 長 素案の検討は1回に限るわけではなく、毎回毎回検討していくものだと思う。議論の進捗状況による。

委 員 この策定委員会の議論は健全だと思う。グループワークでの発言が記載されたインデックスが議事録であるという取扱は理解したが、各グループの代表者の発表や中川先生、澤井先生のまとめの総括をもう少し議事録に反映してほしい。「企業との融和」というグループ意見に対する先生の発言で「企業との融和という部分が大和郡山市の特性かもしれないね。」という部分は重要。載せてほしい。

事務局 わかりました。

委員 「持続可能な社会」が抜けている。「小泉 - 新田・・・工房跡」は「西田中遺跡」のこと。先日ははっきりしなかったが、修正してほしい。

委員 議事録作成にあたって言葉の行き違い等もあるのでボイスレコーダーで録音することを提案する。

事務局 一言一句、議事録に記載することが条例策定において重要かどうか分かりませんが、重要ポイント・発言等を確認するために録音する方向で考えています。

【決定事項】重要ポイント・発言等を確認するために録音することで決定。

委員 効率的な議論のために質問書を提出した。委員のアイデンティティにかかわることなので質問書を各委員に配布し、知らせてほしい。配布せず、今回のように質疑に時間を要するのは本題のテーマで議論する時間が少なくなり問題だ。会議運営について創意工夫してもらいたい。

委員 もっと意見は手短かにしてほしい。1人で何回も発言するのは問題だ。

会長 事務的な問題は事務局で回答し、それ以外は会議でみんなで共有していくべき。こういった議論の時間は無駄ではなく、今後の策定に生きていく、繋がっていく。

委員 次回は「市（市長）の責務と役割」が議題となっていますが、その前に「定義」や「用語の定義」について決めていかなければならないと思います。伊賀市の例でも第2条に市民、市、市議会、市執行機関、協働、自治について記載されています。

会長 「用語の定義」も必要かもしれないですが、基本原則に載せてもいいですね。また基本原則には他の条文に載っていないような内容を盛り込むこともできます。予定されているテーマを一通り議論した後適宜それらについて議論していきましょう。

委員 問題は金だと思う。入りも出も。同和対策関連に支出しているのかは分からないが、お金の議論を抜きには語れないと思う。

会長 経済的な観点も大切です。どういう表現にするか検討が必要です。

3. 議題 条文 目的・基本理念・基本原則について（グループ討議）  
6グループに分かれて条文の「目的・基本理念・基本原則」についてワークショップ形式で話し合う。以下に各グループの意見と発表内容を記載します。

#### <グループA>

##### （目的）

- ・郡山市に於ける自治の理念を明らかにする。個性豊かで活力ある地域社会の実現と市民福祉の充実を図ることを目的とする。市民及び事業者、市長並びに議会の権利（権能）及び責務を明らかにし、市政に関する基本的な事項を定める。
- ・市民の住みよい市をつくる為に市民と行政の融和を図る。
- ・郡山市民としての規範を示す（個人）。郡山市の規範（町）。健全財政の確保を図る（収支）。
- ・市、議会、自治会等の立場、役割を明確にし、より良い町づくりをする。
- ・住民自治が明確に示される。市民の住みよい町づくり。
- ・この条例は、大和郡山市（以下「市」という。）における市政運営の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、市長等並びに議会の機能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。

##### （基本理念）

- ・市民を主体として行政が援助と助言
- ・健康の息づく町
- ・主権は市民であること
- ・平和な町
- ・持続発展可能な社会
- ・善化
- ・市民が自治の主体、市政の主権者であること、自分たちの地域は自分たちの手で作るという意思を明確にし、自ら考え、自ら決め、行動すること

を確認し、安心して住み続けられるまちづくりをめざす。

- ・市民及び市は次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進するものとする
- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりに関する決定や実行を行うとともに、市はこれらの活動を支援し、また、市民自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な循環型の共生地域を形成する。
- (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来ができる環境づくりに努めるとともに、他圏域との交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

(基本原則)

- ・コンプライアンス
- ・市、議会、自治会等での情報公開し、理解し合えること
- ・情報共有と市民の立場を基本とした施策
- ・情報共有
- ・市民参加の行政
- ・一部利益の強要の排除
- ・公開された行政運営
- ・1人1人の人権を尊重する。市政に関する情報を共有する。市民の市政への参画を保障する。市民、事業者、行政は協働し、まちづくりを行う。市民の公的活動は自主性が尊重されること。
- ・市民及び市は、公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。
  - (1) 互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される地域社会
  - (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、他の活動団体とも連携し、協働する地域社会
  - (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され活力に満ちた地域社会
  - (4) 国籍、民族、年齢、性別、障害の状況、社会的又は経済的環境等の違いによる差別を受けることなく、あらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会
  - (5) 環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型の地域社会

## < グループ B >

目 的：安心安全のまちづくり。次世代支援、子育てしやすいまちづくり。  
財政の自立（経済が重要）。他の自治体との関わり。郡山の水は  
おいしく、誇り。環境や自然を守る。

基本理念と基本原則：

市民を巻き込み、風通し良く市民の意見をくみ取る。行政と議会の  
資質を上げると同時に市民の資質も上げる。画期的な活動を支援す  
る体制。投票率を上げる努力。マニフェスト選挙。まちの活気が雇  
用の安定。行政及び議会の情報を積極的に提供。

（目的）

- ・安心・安全のまちづくりに対する市民の役割は？
- ・住みやすく子どもを安全に育てられる街
- ・子孫に文化を伝えていける
- ・子どもが元気に過ごせること
- ・次世代を担う子ども達に夢を持てるメッセージを送れるように
- ・新旧住民の融和（交流）
- ・他の自治体のモデルになる事業（取り組み）
- ・財政的に自立していること
- ・住民が経済的ゆとりをもてる町
- ・希望に満ちた町づくりの実現
- ・街に活気がある
- ・自然との調和、美しいまち
- ・人として豊かに育める環境
- ・環境美化の取り組みに参加しやすい仕組みを
- ・弱者に対する思いやりと施策

（基本理念）

- ・住民自治の進展。住民同士の助け合い、思いやりあふれる（おせっかいな）  
町
- ・私達の町を私達がつくるという自負
- ・市民が権利と義務を自覚
- ・市民主体・市民本位の市政運営
- ・市と市民との果たすべき役割分担
- ・市民、行政が信頼しあえる
- ・投票率の高いまち



- ・ 市民参加（意見の反映）の予算づくり  
（基本原則）
- ・ 雇用の安定
- ・ 情報共有
- ・ まちづくりに関する情報の共有
- ・ 活気ある企業づくり（サポート）
- ・ 責任ある行政（議会答弁）
- ・ 分かりやすい議会（会派の構成）
- ・ 市民・行政・議会が協働しての町づくり
- ・ マニフェスト選挙
- ・ コミュニティセンターとしての市役所

### < グループ C >

障害者の視点を入れた条例を。

目 的：高齢者や障害者への配慮

基本理念：市民主体。高齢者や障害者に開かれた、参加しやすい市。金魚すくい選手権大会に「高齢者の部」「障害者の部」があってもいい。

基本原則：高齢者や障害者が安心して住めるまち。障害者用駐車場の健常者使用、投票所のバリアフリーなど、障害者の受け入れ体制、社会的インフラ整備。

（目的）

- ・ 市民社会 市民・議会・行政の責務を明確にし、行政の簡素化（市民は行政におんぶでだっこにならない）を図り、自立した地域社会を創造する。
- ・ 大和郡山市の豊かな自然と歴史（先人の積み重ねてこられた歩み）を組み込み安全で安心の人にやさしい条例の制定を目指す。
- ・ 健康で楽しく全ての人、企業が集まる、住める大和郡山を目指す。
- ・ 他の市町村に無い様な、条例にもり込んでほしい。特に高齢者、障害者の社会参加に配慮した条例であってほしい。
- ・ 他の市町村にない特色のある条例であってほしい。
- ・ 市民と市（行政）、市議会がそれぞれ果たすべき役割と責任のあり方を。
- ・ 情報公開と市民参加出来れば、自治会の協働、活躍も入れて。
- ・ 交通、教育
- ・ 市民がそやなと思うこと
- ・ 市行政と市民の壁を低くし市民の協力信頼を高揚する。

- ・市民の基本条例に期待することは行政に対する改革、イメージを変える。  
極めて非能率的な体質 前例主義 困難な問題は後回し  
ムダの徹底的排除。
- ・当市の地政的特長を生かした市政の発展のために。  
例)交通の拠点とした利点を生かすための方向、先端産学の基礎を生かす。  
教育文化で県内 1 を目指す。

(基本理念)

- ・市民の能力や可能性を最大限に発揮し、創造的な活動をして市民の成長が可能な社会。

1) 人間が持っている欲求は段階的に高度化していくとする学説。心理学者の A. H. マズローが 1950 年代に提唱した。

2) 欲求は、低次元の欲求から高次元の欲求まで、5 段階の階層をなしており、低次元の欲求が満たされると次の欲求段階に進むとされる。5 段階とは以下の通り。

(1) 生理的欲求：動物的生存の保障に対する欲求 健全な財政の街

(2) 安全の欲求：危険や脅威から保護されたいとする欲求  
安全・安心の街

(3) 社会的欲求：集団や家族への帰属を求める欲求  
人のつながりの強い街

(4) 自我の欲求：他者から尊敬や賞賛をされたいとする欲求  
自然・歴史・文化を誇れる街

(5) 自己実現の欲求:自己の潜在能力や創造性の発揮に対する欲求  
新しい文化を生み出せる街

- ・住民、企業、市それぞれが互いに協力してよりよい町づくりを目指す。
- ・市民主体であることはもちろんであるが、高齢者、障害者にも開かれた(社会参加できる)まちであって欲しい。

例)「金魚すくい大会」は今や全国的に有名になったが、競技者の部に、なぜ高齢者や障害者の部がないのか？

- ・市民の活動が市行政を動かすので、市民の活性化をうながすことを原則とする。

(基本原則)

- ・ 1) 市民参加

a. 常に市民の意見を聞く仕組みを用意する

市の催しには必ずアンケート箱を備え、市民の意見を聞く。

内容を関係者に知らせる

b . 行政 - 事業者 - 市民の協働

c . いろいろな主体が参加出来る（市民が参加しやすい）地域協議機関  
の創設 - プラットフォーム

地域とは、利益集团的ボスの長期政権地域と指導者不在の地域

- 両極がある地域集団・機能集団

2 ) 情報公開

a . 行政 - 事業者 - 市民は、情報の共有が計れる

b . 市民参加による行政評価

3 ) 市民教育

a . 市民自治意識を高めるための教育

b . 公德心（大権 道徳）の養成

c . 市民活動などの参加促進

・ 住民の積極的参加（意識向上）。情報の共有。住民、企業、市、それぞれが大和郡山を好きであること。

・ 高齢者、障害者が安心して住めるまちであって欲しい。

例）バリアフリー法で身障者駐車場の設置が義務化されているが、身障者が駐車できない身障者駐車場をどう考えるか。身障者が利用できないような場所に選挙の投票場がある（北郡山集会所）。

・ 市民が良く理解し、納得し、積極的な参加を可能とすること。

会 長 例えば障害者用の駐車場を健常者が使うようなことは絶対許さない、させないという思いを盛り込んでもいいと思う。

< グループ D >

目 的：総合計画の実現。高齢者と子どもが夢と希望を持って暮らせるまちづくり。

基本理念：過去の歴史を未来に繋げる「過去と未来」「新住民と旧住民」「商工業と農業」それぞれの「融和」。企業誘致で財政基盤の安定化。

基本原則：自立・協働・参画などの文言は先進事例に載っている。他には「夢と希望」。

（条例制定の目的は？）

・ 観光地郡山市としてアピールできる都市づくり

・ 市民と市の権利と責務を明確化

・ 高齢者に対して重視する郡山市

- ・市民が安全で安心して住める町。市民が将来に夢を持ち、健全な生活が営める町。市民、住民が心豊かに過ごせる町。市民の権利が遵守される町。
- ・柳町の活性化
- ・市の将来像を実現し、市民生活をより豊かなものにするための、市民と行政の協働作業。そのための市民行政の権利役割仕組みを定める。安全・安心・夢・希望・健康。住みたい。行政と作り。
- (まちづくりをするための基本理念とは？)
- ・道路の整備(都市計画)
- ・住みやすい住宅地(永住可能)の確保。みどりと道路
- ・市民と市が果たすべき役割を分担し協力して進める
- ・工場流出を防ぐ。工場誘致。市の財政自立
- ・市職員出張手当金額(市長議員を含む)
- ・知的財産の他府県流出を防ぐ
- ・「融和」 歴史と現在 未来 旧住民と新住民 商工業と農業。環境を守りつつ共にまちづくりを。
- ・新種改良。近郊型農業
- (自治の基本原則とは)
- ・情報共有の原則、説明責任、参加の原則
- ・自律、共助、情報共有、参画協働(生野町)

## <グループE>

テーマに沿った時間配分をお願いしたい。

目的：どんなまちにしたいか議論し、「住みたいまち」議論へ。若者が集う、住みたくなるまち。条例の目的は「役割の明確化、市民・行政の権利・義務」という議論も。

基本理念・基本原則：

基本理念という条項を設けるなどわざわざ分ける必要はないのではないか。前文と目的がしっかりしていれば特に必要ないのではないか、という議論もありました。

(目的) どんな「まち」にしたいか。

- ・市民の声を聞く条例
- ・自然を持続させたい
- ・住みよい町を超えた住みたくなるまち
- ・車に乗らなくても買い物出来る老人子どもにやさしい町(地域内で安らかに暮らせるまち)
- ・交通の便がよい(近鉄JR共に駅があることの立地を最大限に活かしてのまちづくり)
- ・地場産業大切に。新興する。(地域の良さを活かしていく)
- ・市民の声を取り込む。平和宣言都市生かす。平和の金魚。
- ・撤退する企業。市として配慮してきた。(市として明確なビジョンを持ってすべき事をしてきたのかどうか)
- ・若者が行きたい、住みたい町

この様な人が住みたくなるまちをつくる為に条例を策定する。目的・理念は上記を実現しうる文章として完成させたい。

その為の目的とは？

- ・道徳的最高規範
- ・役割の明確化(市民、行政、議会)
- ・権利と義務の明確化

(基本理念)人が住みたくなるまちをつくる為の理念

- ・前文・目的・原則があれば理念不要(どんな「まち」にしたいかの意見を融合させ、目的・理念が分けられれば良い)
- ・市民の自主的な参加により行われる
- ・理念は性善説

(基本原則)時間なく班全体としての意見ではない。もう少し時間が必要です。検討下さい。

- ・市民や地域が主となり行動する。市はそれを支援する。
- ・市民の参画する権利とは責任を持って行動する義務をもって成立する
- ・原則は性悪説
- ・自分達のまちは自分達でつくる。

## < グループ F >

権力は腐敗する、権力は暴走する。議会・委員会の傍聴で、現状を知ることが必要。

目的：条例は権力を監視するもの。市民は義務より権利が優先。

基本理念・基本原則：

融和が大切。同和施策の精査。権利と義務は表裏一体。選挙は市民と行政の協働に繋がる。情報開示により財政危機の立て直し。

(目的)

- ・ 市政の今後の方向性を明確に打ち出す。
- ・ 地方分権を推進するタメに市民・議会・市(市長)の役割と責務を決める。
- ・ 平成の大合併、中央から地方へ、国と地方の関係が対等となり、地方分権を推進するために、増加した権限、財政のもと、地方自治体は「自己決定と自己責任」に基づいて行政を行われなければならない。
- ・ 市長、議会、職員の職務の明示
- ・ 真の民主主義の確立
- ・ 他者(人だけでなく、自然、他生物も含む)の存在を尊重し、思いやり、助け合い、感謝する心を持った市民が未来世代に渡っても持続していける社会を構築するため。
- ・ 女や子どもが大きな顔をして歩ける町
- ・ 基本的な事項を定め
- ・ 公平、公正な社会を作る
- ・ 市民及び市の権利、義務を明確に

(基本理念)

- ・ 権利・義務の明確化
- ・ 地域が本来備えていなければならない
- ・ 健康、子ども健やかに成長、自然環境、地域活動
- ・ 新旧市民の融和
- ・ 地域再生、地域活性化、地域福祉、市民参加の市政運営の理念と仕組みを定める
- ・ 市、事業者、行政の三者がそれぞれ高い理念と大局的な見地に立って協働して問題解決を図るべき。
- ・ 市民の意志を反映
- ・ 最高規範として市民参加の市政運営
- ・ 本当の自由と民主主義の獲得と実践し、明日の希望ある時代につなげる

- ・人権尊重 国籍・性別・年齢にかかわらず、市民ひとり一人の人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。

(基本原則)

- ・情報共有
- ・情報を知る権利
- ・情報関係の保障
- ・協働・参画のまちづくり、情報の公開と共有の権利
- ・市民、事業者、行政は、情報を公開、共有して理解を深めて問題解決に至るよう根気よく議論を重ねることだ。
- ・健全な財政を市民と共生したまちづくり
- ・市民の為の政策である
- ・財政基盤の確立
- ・原財 安心・安全に生活できるまちづくり
- ・大和郡山市が魅力あふれる豊かで安心・安全に生活できる場の実現

#### 4. まとめ

会長 議論の中で共通のものがでてきたが、それらが基本原則になっていく。各テーマ毎の議論を通じて、それぞれの意見の相違を認め合いながら、情報を共有化するプロセスが大切。人の意見をきっちり聞くということで自分の視野を広げるだけでなく、相手への説得力も養っていける。「参画・協働のまちづくり」とは、市民自らまちづくりを進めていく権利を明確にすると同時に、行政と共に実行責任を負っていくという重要な意味が含まれている。あらゆる手続きの透明化が必要であり、それを実現するための条例策定だと思う。

安心安全 経済(財政)力 各世代間 新旧住民 障害者  
などが共通の項目として出ていたが、外国人への配慮は検討してもいい。情報公開・開示から情報の共有まで載せるかの議論もある。

副会長 今日の議論で大切なのは「基本理念」です。日本においては非常に曖昧でありあまり深く意識されていない。例えば EU(ヨーロッパ連合)では、1943年に掲げられた基本理念に沿って、長い年月をかけて培われてきた結果が今の形になっている。遠い将来のあるべき姿を考えることは非常に大切。この基本理念を曖昧にせず、30年後の大和郡山市をどういうまちにしたいか、しっかり考え、郡山ならではの基本

理念を位置づけてください。高齢者の権利宣言はあまり聞かないが、高齢者自身が権利を勝ち取っていくという観点や、高齢者の権利・位置づけなどの意識は必要。例えば高山市では「バリアフリーのまち」をうたい、それらの施策進めることで最近外国人観光客が増えたと聞く。人々の心に触れるような理念・目的をうたった条例にしたいと思う。

## 5 . その他

事務局から資料「次回までに考えてみましょう」について説明がある。

事務局 みなさん、本日は大変お疲れ様でした。なお次回は、11月22日(木) 19時からとなっております。日程通知については、議事録と併せて送付します。

以下余白